

て、普及指導活動の進め方、普及指導計画の樹立、農家指導の方法等について、24 人に対し18 日間の研修を実施した。

#### d 特別研修

当面する農政の重点施策のうち、特に普及指導活動を展開するために必要な生産組織の育成に関する知識の修得、指導力の向上を図るため、水稻、畑作、果樹、花き、畜産等の7部門について、587人に対し1部門おおむね10日間の研修を実施した。

### (1) 都道府県において行つた研修

#### a 新任者研修

農業改良普及員の新任者に対し、普及事業全般にわたる基礎的知識を修得させるとともに、相互に親和及び啓発向上を図るため、250人に対しおおむね25日間の研修を実施した。

#### b 一般研修

農業の動向及び農業技術の進歩に対応した指導力の向上を図るため、農業改良普及員が当面している具体的問題点について、7,965人に対しおおむね10日間の一般研修を実施した。

#### c 大学留学研修

農業改良普及員を大学に派遣し、大学教育を通じて普及員としての必要な専門技術及び経営管理に関する知識・技術を高め普及指導力の向上を図るため、全国30の国立大学において、126人(学科別の研修生数は、畜産22人、園芸52人、経営25人、作物16人、農業機械10人、教育1人)に対し1年間の留学研修を実施した。

### (2) 改良普及員研修施設の整備

改良普及員の技術の向上及び知識の深化を図る研修の効果を一層高めるため、その研修施設に対して視聴覚機器及び実験機材を整備することとし、次の府県に設置した。

#### (視聴覚機器)

青森県、福島県、大阪府、佐賀県

#### (実験機材)

長野県、静岡県、徳島県、香川県、高知県、宮崎県

## 6 普及情報活動の推進等

農業及び農家生活の改善のための普及指導活動を適切かつ効率的に展開するため、昭和50年度に民間団体に付置した普及情報センターと連携をとりながら国、県、農業改良普及所の各段階を結ぶ普及情報活動を推進することとし、昭和50年度は、農業改良普及所における基礎資料として、農家、集団、地域、青少年の各指導・記録カードを作成するとともに、謄写ファックス等の情報機材を整備した。

また、農政の推進及び普及事業の推進に際して、緊急に必要な農家の意向、農村の動向、普及活動の状況をは握するため、緊急実態調査を行うこととし、昭和50年度においては、不作付田

の有効利用に関する検討の基礎資料及び土地利用について指導上必要な資料を得ることを目的に「不作付田の復元可能性等に関する調査」を実施した。

## 7 農業改良特別指導事業の実施

### (1) 農業団地特別指導事業

農業団地及び集団的生産組織の育成に関する現地指導を充実強化するため、農業地域ごとに特定の農業団地に対し、専門技術員が改良普及員と一体となつて、農業団地育成対策事業の受入れ体制の整備から事業実施後の経営管理まで一貫して濃密な指導を行う農業団地モデル指導事業(沖縄県3地区のみ)及び各農業改良普及所において、農業団地、集団的生産組織の管理運営に当たる中核的農業者を養成するための団地マネージャー等育成事業を実施した(605普及所、指導対象人数37,407人)。

### (2) 土地改良地区営農改善特別指導事業

土地改良事業に係る事業効果の早期発現を期するため、大規模な土地改良事業の実施地区であつて、かつ、土地改良事業実施後に営農形態が大幅に変更される地区において、普及指導体制の整備、現地で普及すべき技術等の実証と展示及び模範的な経営集団の育成指導等を実施した(初年度地区19カ所、2年度地区20カ所)。

### (3) 中核農業経営育成特別普及事業

#### ア 中核的農業経営者育成特別指導事業

農業生産の中核的な担い手を育成するため、農業改良普及所ごとに今後育成しようとする経営類型別に育成目標を作成し、先導的役割を果たす拠点農家に対する個別指導・研究グループの育成を実施した(561普及所、指導対象農家数13,264戸)。

#### イ 地域農業経営育成総合指導事業

農業生産の中核的な担い手を育成するため、重点市町村において個別経営・生産組織の育成計画、異なる経営類型間における土地、労働力、副産物等の補完結合計画等を策定し、これに基づき市町村、農業協同組合等の参加を得た総合指導体制により濃密指導を実施した(119地区)。

## 第2 生活改善普及事業

生活改善普及事業においては、農業及び農村社会をめぐる諸情勢に対応し、健全な農家生活と地域社会生活の実現を図るため、健康をめざす生活と生産の調和、優れた農山漁家生活経営の担い手の育成及び生活環境改善の推進を重点目標に置き、農業改良普及事業と密接な連携をとりながら積極的な推進を図ることとし、次の諸事業を実施した。

### 1 普及職員の設置

生活改善普及事業に従事する職員として都道府県に専門技術員及び生活改良普及員が設置されている。

#### (1) 専門技術員

専門技術員は、農家向け生活技術開発のための実験研究を行うとともに、生活技術について

生活改良普及員を指導援助する者(専門技術員(1))と生活改良普及員の活動方式、関係機関及び団体等との連携のあり方等について生活改良普及員を指導援助する者(専門技術員(2))との2種に区分されている。

専門技術員(1)は、被服、食物、住居及び家庭管理の4専門項目に区分され、また、専門技術員(2)は、普及指導活動(農民生活)の専門項目を担当している。

昭和50年度末における設置数は、183人であり、その専門項目別、学歴別及び年齢別構成は、次表のとおりである。

なお、専門技術員の都道府県別、専門項目別設置数は、付表(4)のとおりである。

専門技術員の専門項目別設置数(昭和51年3月31日現在)

区分	項 目	員 数
専門技術員(1)	被 服	27 人
	食 物	37
	住 居	34
	家 庭 管 理	37
専門技術員(2)	普及指導活動(農民生活)	48
計		183

専門技術員の学歴別構成(昭和51年3月31日現在)

区 分	大 学	短 大			準 専		高 校 (旧高女)	計
		旧 高 専	短 大	農 講	旧 専 実 科	技 養		
員 数(人)	20	22	61	18	6	16	40	183
比 率(%)	10.9	12.0	33.3	9.8	3.3	8.8	21.9	100.0

(注) 農講—生活改良普及員養成施設 技養—米養士養成所、保健婦養成所など

専門技術員の年齢別構成(昭和51年3月31日現在)

区 分	26~30歳	31~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~60歳	61歳以上	計
員 数(人)	0	10	42	48	46	36	1	183
比 率(%)	0.0	5.5	23.0	26.2	25.1	19.7	0.5	100.0

(2) 生活改良普及員

生活改良普及員は、農業改良普及員とともに農業改良普及所に所属し、直接農家に接して農家の生活改善全般について総合的な普及指導活動を行っている。

昭和50年度末における設置数は、2,025人であり、その学歴別及び年齢別構成は、次表のとおりである。

なお、生活改良普及員の都道府県別設置数は、付表(14)のとおりである。

生活改良普及員の学歴別構成(昭和51年3月31日現在)

区 分	大 学	短 大				準 専		高 校 (旧高女)	計
		旧高専	短 大	農 講	旧専実科	技 養			
員 数(人)	167	23	1,052	364	23	65	331	2,025	
比 率(%)	8.3	1.1	52.0	18.0	1.1	3.2	16.3	100.0	

生活改良普及員の年齢別構成(昭和51年3月31日現在)

区 分	25歳 以下	26~ 30歳	31~ 35歳	36~ 40歳	41~ 45歳	46~ 50歳	51~ 60歳	61歳 以上	計
員 数(人)	319	462	379	304	211	153	189	8	2,025
比 率(%)	15.8	22.8	18.7	15.0	10.4	7.6	9.3	0.4	100.0

2 普及職員の資格試験

普及職員の任用資格は、「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格等を定める政令」(昭和27年政令第148号)によつて、資格試験に合格した者に与える方法と、一定の学歴及び経験を有する者(無試験任用)に与える二つの方法が定められている。

昭和50年度に実施した資格試験の概要は、次のとおりである。

(1) 専門技術員

専門技術員の資格試験は、農林大臣が「農業改良研究員、専門技術員及び改良普及員の任用資格等を定める政令施行規則」(昭和27年農林省令第71号)により実施しているが、昭和50年度における試験の実施概要は、次表のとおりである。

専門技術員資格試験実施概要

区 分	被 服	食 物	住 居	家庭管理	普及指導 活 動 (農民生活)	計
受 験 者 数(人)	5	6	15	10	18	54
合 格 者 数(人)	4	4	9	3	11	31
合 格 率(%)	80.0	66.7	60.0	30.0	61.1	57.4

(2) 生活改良普及員

生活改良普及員の資格試験は、都道府県が条例で定めるところにより行つているが、全国的な統一を図るため、農林省において条例準則を示している。

昭和50年度における試験の実施概要は、次表のとおりである。

生活改良普及員資格試験実施概要

区 分	大 学	短 大	そ の 他	計
受 験 者 数(人)	274	1,177	88	1,539
合 格 者 数(人)	191	506	75	772
合 格 率(%)	69.7	43.0	85.2	50.2

### 3 普及職員の活動の概要

#### (1) 専門技術員

専門技術員の活動内容は、普及員に対する指導援助、調査研究、他機関との連携、普及員以外に対する指導援助その他であるが、普及員に対する指導援助が活動の半分を占めている。その内容は、研修会、現地における指導、指導準備(企画打合せ、カリキュラム作成、資料作成)で、この中で最も多いのは、普及員に対する直接指導である。

調査研究については、特に普及を必要とする生活技術を確立するため、個別課題実験研究や複合課題実験研究を実施しており、他機関との連携では農林行政機関、学校教育、社会教育等との連絡調整を行っている。また、普及員以外に対する指導援助としては、農業者に対する直接及び間接指導があり、最近では農山漁家労働適正化特別事業、農家高齢者生活開発パイロット事業、農山漁村地域生活水準診断調査及び向上対策事業、農山漁村生活環境整備指導事業、農業者健康モデル地区育成事業等各種の事業実施についての指導援助が多くなっている。

#### (2) 生活改良普及員

生活改良普及員は、広域を担当する生活改良普及員と地域を担当する生活改良普及員とに機能分担されている。

広域を担当する生活改良普及員は、各農業改良普及所に1名配置され、地域を担当する生活改良普及員相互の連絡調整を図るとともに関係機関・団体との連携を図りつつ農業改良普及所管内全域にわたる生活改善の推進に当たっている。

地域を担当する生活改良普及員は、管内の地域を分担して農業者に密着した普及指導活動を進めている。

1 農業改良普及所当たりの生活改良普及員の数は、広域担当を含め3.3人であり、1人当たりの担当農家戸数は、2,446戸、担当市町村数は、1.6市町村である。生活改良普及員の活動限界は、1人当たり担当農家戸数が1,300戸～1,500戸と考えられているが、この限界を超えた戸数を担当しているので、効率的な活動を行うため、次のような活動方式をとっている。すなわち、短期間に活動の効果を上げるとともにその効果を周辺に波及させることをねらいとして、担当地区内において200戸～400戸の範囲の地域を濃密指導地域として選定し、総合普及計画を樹立して活動を進めている。濃密指導地域では農家生活の実態のは握の上に立つて、当該地域の発展の方向に即し、重要かつ共通性の高い改善課題を設定し、講習会、教室等各種の活動方式を組み合わせて、市町村、関係行政機関、団体等との連携を図りつつ問題解決について計画的に普及指導活動を行っている。

上記以外の地域においても、生活改善上の諸問題に関する啓もう活動及び緊急に解決を迫られている問題に対する事項別指導等の一般活動を行っている。

これらの活動を進めるに当たっては、集団思考による農家相互の改善意欲の向上を図るとともに共同による生活改善の実行を促進するため、グループ育成を行っている。このグループ数は、昭和51年3月末現在で、約16,000グループで生活改良普及員1人当たりの援助平均

グループ数は約8グループとなつている。グループの所属員数は昭和51年3月末現在で約295,000人で1グループ当たり平均員数は、約18人である。昭和50年度は、昭和51年3月にこれらの生活改善実行グループ員の手で自主的に生活改善実績発表大会が開催された。

#### ア 活動時間

生活改良普及員が直接農民や生活改善実行グループに対して指導した活動時間は、広域を担当する生活改良普及員及び地域を担当する生活改良普及員とも全活動時間の半分程度となつている。

指導対象別では、濃密指導地域に20%、生活改善実行グループ指導に35%、地域全体の指導に25%、他地域の協力指導及び広域全体の指導に20%という割合になつている。

直接指導以外の活動時間は、指導準備、研修、農業改良普及所内運営の打合せ会議等であるが、普及指導活動を展開するために必要な資料作成、打合せ等のための時間がかんりの部分を占めている。

#### イ 活動内容

最近における農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応して、昭和45年に次のとおり当面する重点目標を定め、普及指導活動を展開している。すなわち、①地域計画についての指導助言、②農業構造の改善についての指導助言、③優れた経営の担い手の育成指導、④需要の動向に即した農業生産についての指導助言、⑤健康をめざす生活と生産の調和についての指導助言、⑥農家及び農村地域の生活環境整備についての指導助言の6項目である。更に当面の農政の重点課題である、⑦農業団地の育成、⑧米の生産調整と稲作転換、⑨安全な食料の供給と公害防止についての指導助言の3項目を加えた9項目を重点に普及指導活動の展開を図つている。

昭和50年度における生活改良普及員の重点項目に係る総活動時間中の項目別活動割合は次表のとおりである。

重点項目別活動割合

重 点 項 目	活 動 割 合
地域計画についての指導助言	4.8%
農業構造の改善についての指導助言	1.4
優れた経営の担い手の育成指導	9.2
需要の動向に即した農業生産についての指導助言	3.9
健康をめざす生活と生産の調和についての指導助言	58.4
農家及び農村地域の生活環境整備についての指導助言	21.1
農業団地の育成についての指導助言	0.6
米の生産調整と稲作転換についての指導助言	0.1
安全な食料の供給と公害防止についての指導助言	0.5
計	100.0

生活改良普及員の普及指導活動において昭和50年度に取り上げた課題の中から特に重点目標に基づき普及計画樹立により改善を進めてきた主なものについて整理すると、次表のとおりである。

重点目標	課題	とりあげている普及所の割合
健康をめざす生活と生産の調和についての指導助言	健康障害の積極的予防	85.5%
	農作業及び農作業環境の改善	68.6
	健全な食生活の推進	92.4
	清潔な被服の着用管理	55.4
	休養の確保	51.9
	農薬及び農機具の安全使用	54.0
	母体の保護	18.0
	子供の健康増進	44.6
	効率的な作業体系の確立	46.0
	労力の適正配分	69.1
	労力の効率化のための組織化	40.2
	健康を考えた営農設計と生活設計	75.9
	必要経費の優先確保と有効利用	61.3
	老後の生活設計	45.4
農家及び農村地域の生活環境整備についての指導助言	機能的で快適な住居とすまい方	75.7
	個室の整備と家族団らんの場の整備	41.6
	家族関係の民主化	41.5
	家庭教育環境の充実	37.9
	屋敷内環境の整備	66.3
	住みよい環境づくりの慣習の醸成	62.9
	快適な生活環境整備の計画化	58.9
	快適な生活環境施設の設置と運営	46.5
	児童の健全な遊び場と保育施設の充実	22.6
	老人の慰楽と安全	23.9
	家事労働共同化と施設の活用	25.4
	良好な自然環境の保全	20.8

#### 4 農業改良普及所の運営

##### (1) 四輪車の設置

生活改良普及員の普及指導活動の効率化に資するため、四輪車（拡声装置付ライトバン）79台を農業改良普及所に整備した。

##### (2) 生活改良普及員普及器材の整備

視覚その他の感覚に訴えて、農民の理解を的確にする手段として、農業改良普及所に各種の普及器材をメニュー方式により整備した。

##### (3) 産休生活改良普及員代替職員の設置

生活改良普及員の産前産後の休暇中における普及指導活動の円滑な推進を図り、農家生活の改善向上に支障をきたさないようにするため、産休生活改良普及員代替職員を設置することとし、昭和50年度は135人を設置した。

## 5 普及職員の研修

近年の農村及び農家生活の急激な変化に対応した生活改善普及職員の資質の向上を図るため、専門技術員及び生活改良普及員に対し実施した各種の研修は、次のとおりである。

### (1) 専門技術員

#### ア 国において行つた研修

##### ア 新任者研修

専門技術員の任務を遂行するのに必要な基礎的知識及び技術等を習得させるため、新任の専門技術員19人に対して、7日間の研修を実施した。

##### イ 技術確立研修

担当の専門項目に係る最新の知識及び技術を習得させるとともに、生活改良普及員の普及指導活動に必要な課題を明確には握る能力を付与するため、全専門項目の専門技術員165人(被服23人、食物36人、住居31人、家庭管理34人、普及指導活動(農民生活)41人)に対して、各専門項目ごとに10日間の研修を実施した。

##### ウ プロジェクト研修

専門技術員の普及指導活動に必要な緊急課題について、各専門領域の連携により、総合的な解決を図るのに必要な知識及び技術を習得させるとともに、生活改良普及員の現地活動に対する専門技術員の指導力の向上を図るため、中堅の専門技術員47人に対して、20日間の研修を実施した。

##### エ 海外研修

農村生活改善の先進国における普及事業の果たしている役割、生活関係行政の現状と方向、農村生活の実情等を習得させ、国際的視野を持たせるため、中堅の専門技術員2人に対して30日間のオランダ王国及びドイツ連邦共和国への派遣研修並びにその前後3日間の国内研修を実施した。

### (2) 生活改良普及員

#### ア 国において行つた研修

##### (ア) 技術強化研修

生活改善の普及指導活動に必要な知識及び技術の習得並びに高度な普及指導活動の展開に必要な応用技術を体系的に理解させるとともに、今後の現地活動の方向付けに必要な能力を付与するため、中堅の生活改良普及員47人に対して、35日間の研修を実施した。

##### (イ) 広域担当者研修

広域担当者としての任務を果たすのに必要な知識及び技術を習得させるため、広域を担当する生活改良普及員50人に対して、10日間の研修を実施した。

##### (ウ) 漁家担当者研修

漁家の生活改善に必要な生活技術並びに漁家に対する初期の普及指導活動に関する知識



及び技術を習得させるため、主として漁家を担当する生活改良普及員23人に対して、28日間の研修を実施した。

(㉔) 海外研修

農村生活改善の先進国における普及事業の果たしている役割、農家生活改善の現状、生活改良普及員の普及指導活動の現状と方向等を習得させ、広い視野を持たせるため、中堅の生活改良普及員4人に対して、30日間のアメリカ合衆国への派遣研修及びその前後3日間の国内研修を実施した。

(㉕) ブロック研修

a 新任者研修

普及事業の理念、普及指導活動の進め方等に関する基礎的知識及び技術を習得させるため、任用後1年未満の生活改良普及員162人に対して、おおむね6日間の研修を実施した。

b 活動効率化研修

ブロック内に共通する当面の生活改善課題の解決を図り、生活改良普及員の相互の体験交換を通じて普及指導活動の方法及び生活技術を習得させるため、現地活動経験3年以上の生活改良普及員182人に対して、おおむね5日間の研修を実施した。

(㉖) 生活改良普及員通信講座

主として通信の方法により、大学卒業程度の一般的な教養を習得させるため、生活改良普及員76人に対して、通信教育と25日間のスクーリングを実施した。

イ 都道府県で行った研修

緊急課題対応研修

緊急課題の解決のために必要な基礎的知識及び技術並びに応用能力を習得させるため、生活改良普及員の3分の1に対して、20日間の研修を実施した。

6 生活改善特別事業等の実施

(1) 農山漁家労働適正化特別事業

最近の農業事情の急速な変化に伴い、主婦労働の過重等農山漁家の健康生活上多くの問題が生じてきているので、生産及び生活の両面における労働の適正化を図り、農林漁業者の生活の向上に資する農山漁家労働適正化特別事業を実施した(継続47カ所)。

(2) 農家高齢者生活開発パイロット事業

農山漁家の高齢者を対象として、その資質及び能力に適合した生活活動領域の新たな開発促進、農山漁家の優れた伝統的な生活技術の伝承普及等を行うことによつて、高齢者が希望と生きがいのある生活を享受するとともに、農山漁村の地域社会を担うのにふさわしい役割を果たすことができるように誘導する農家高齢者生活開発パイロット事業を実施した(継続15県)。

(3) 農山漁村地域生活水準診断調査及び向上対策事業

最近の農業及び農村社会の著しい変化に伴う農山漁村地域生活の態様を的確には握し、生活

上の諸問題及び地域差を明らかにするとともに今後の生活改善の推進に資するため、農山漁村地域生活水準診断調査を実施し、この調査結果に基づき明らかにされた地域の生活の諸問題について市町村及び関係機関と協力してその対策を樹立する農山漁村地域生活水準診断調査及び向上対策事業を実施した(継続 19 県)。

#### (4) 農山漁村生活環境整備指導事業

農山漁村の住宅を始めとする生活環境の整備と近代化を図るため、関係行政機関及び関係団体等をもつて構成する協議会の開催、都道府県における学識経験者等をもつて構成する専門相談員及び生活改善普及職員による巡回相談所の開設(3,384カ所)並びに特定地区についての生活環境診断カルテの作成(131カ所)を行う農山漁村生活環境整備指導事業を実施した(47都道府県)。

#### (5) 農業者健康モデル地区育成事業

農業者の生活及び生産に係る環境と健康との相関関係を明らかにし、農業者の健康の維持増進に資するため、42都道府県において1県当たり4地区の健康モデル地区を設定し、健康調査等と自主的な健康管理の指導を行う健康モデル地区育成事業及び全国4地域(4県)において健康調査、健康管理の指導、健康管理組織の育成等を行う健康農村推進事業を実施した。

### 7 農村婦人活動促進事業の実施

#### (1) 生活教室の開設

農家生活上の緊急を要する諸問題についてその解決を図り、農家生活の向上に資するため、生活教室を開設した。

この生活教室は、「農繁期対策」、住宅及びその住い方の改善に役立てるための「住居の使い方改善」、家庭生活運営の健全化のための「家事労働合理化」並びに「出稼ぎ農家生活相談」教室等で地区の実情にあわせて実施した(1,409カ所)。生活教室の内容は、各テーマについての知識及び技術の習得のための短期講習であった。

#### (2) 農村若妻集団活動育成事業

将来の中核的農業者の伴侶である若妻を対象に、近代的農村生活のあり方及び経営の担い手としての管理能力を養い集団活動を促進するため、農村若妻会議及び先進地見学を実施した(209カ所)。

#### (3) テレビ農村主婦学校の開設

農業及び農家生活の担い手である農村の主婦を対象に、営農と調和のとれた家庭経営に必要な知識及び技術を付与するため、テレビの定期的放映の利用による研修及び集合研修を実施した(142カ所)。

#### (4) 生活改善婦人グループ交換研究会

農村における生活改善実行グループを対象に生活改善の実績、グループの運営方法、生活技術等について相互に体験の交換と連絡を図り、学習意欲の高揚と生活改善の伸展を図るため、研究会を開催した(250カ所)。

(5) 生活改善婦人グループ地域活動育成事業

兼業化の深化に伴う諸問題の解決を必要とする地域を対象に、生活改善実行グループを中心に地域ぐるみの活動及び農村社会における地域リーダーを中心とした研究会を実施した(146カ所)。

8 農家生活技術改善実験研究の実施

農山漁村の生活改善のために必要な技術ソースについては、昭和50年度に設立された農村生活総合研究センター等の研究機関と連携を密にしながらその確保に努めているところであるが、特に早急に普及を必要とする個別又は複合の生活改善技術についてそれが地域の農林漁業と農山漁家生活の実態に適応したものとなるよう専門技術員による実験研究を行った。

(1) 個別課題実験研究

被服、食物、住居、家庭管理又は普及指導活動(農民生活)のいずれかの専門項目について必要に応じて実験農家を設定し、生活技術の適応性の確認のための実験研究を行った(47都道府県)。

そのうちの幾つかを例示すると次のとおりである。

部 門	実 験 研 究 項 目	実施県名
被 服	○高齢者の平常着改良に関する実験	北 海 道 愛 知 県
	○養豚作業衣の設計に関する実験	
食 物	○やさしい栽培作業者の体温調節と被服調整に関する実験	兵 庫 県 富 山 県 和 歌 山 県
	○高齢者が作る有色野菜園の設置条件に関する実験	
	○自給農産物の利用と購入食品の経済性を考えた献立作成に関する実験	
住 居	○味噌及び味噌漬の塩分減少法とその保存性に関する実験	長 崎 県 群 馬 県 千 葉 県
	○農村広場の構成と手づくり遊具に関する実験	
	○子供の成長にあわせた住居の空間利用に関する実験	
家 庭 管 理	○苧調整作業場における作業整備に関する実験	岐 阜 県 長 野 県 滋 賀 県
	○そさい農家の作業方法の改善による生理的負担軽減に関する実験	
	○露地野菜農家の労働適正診断表試案の作成に関する実験	
普及指導活動 (農民生活)	○柿の摘蕾、摘果、収穫作業の省力化と安全器具の開発実験	福 岡 県 高 知 県
	○地域センターの管理運営および利用促進に関する研究	

(2) 複合課題実験研究

被服、食物、住居及び家庭管理のうち2以上の専門項目に係る生活改善技術について、必要に応じて学識経験者を構成員とする委員会を設置し、その指導助言を得て実験研究を行った(47都道府県)。

そのうちの幾つかを例示すると次のとおりである。

実 験 研 究 項 目	実 施 県 名
○農家の健康増進をはかるための家族の役割機能に関する実験	千 葉 県 愛 知 県
○週休制誘導への生活技術の組立てと体系化に関する実験	
○製茶労働とその環境が人体に及ぼす影響と改善方向に関する研究	京 都 府
○山口県の近隣社会における生産、生活等諸行事の伝承に関する実態および今後の発展方向に関する実験研究	山 口 県

## 9 漁家生活改善普及計画の樹立

漁村の生活は自然的、社会的、経済的諸条件が農村と異なる面が多いので、漁村有識者の助言を得て充分にその生活の仕組み及び部落や集団の構造についての実態調査を行つた上で、各地域に適した普及計画を樹立し、それに基づいて、計画的な活動を進めている。

昭和50年度の実施内容は、次のとおりである。

区 分	審 議 検 討 委 員 会	地 区 検 討 会
開 催 箇 所 数	13県	21地区

### 第 3 農村青少年研修教育事業

農業技術の高度化、農業経営の専門化、新規就農者の学歴水準の向上等に対応して農村青少年に対する研修教育を充実強化し、その資質と能力の向上を図るため、次の諸事業を実施した。

#### 1 高等農業教育施設の設置

高等学校卒業程度の者を対象として、高度の専門的知識、技術及び経営能力を付与し、優れた農業後継者を育成するため、地域農業の発展の方向に即した基幹的経営部門をもつ高等農業教育施設を次の道県に設置した。

北海道、岩手県、秋田県、群馬県、大分県

#### 2 農村青年活動促進施設の設置

在村青年に対する各種研修の強化及び自主的な集団活動の促進を図るため、都道府県内の主要な農業地域に農村青年活動促進施設及び視聴覚教育設備を整備することとし、次の県に設置した。  
(活動促進施設)

宮城県、高知県、福岡県、沖縄県

(視聴覚教育設備)

青森県、秋田県(2)、山形県、茨城県、千葉県、山梨県、長野県、新潟県、福井県、愛知県(2)、和歌山県、香川県、高知県、福岡県

#### 3 農村青少年活動促進対策事業の実施

農村青少年の農業経営及び農家生活に関する技術知識の向上を図るとともに、自主的なクラブ活動を助長し、その資質と能力を開発し、優れた農業後継者を育成するため、次の事業を実施した。

##### (1) 緑の学園開催事業

高等学校在籍学生で将来農業に就業しようとする者を対象に、農業への理解と関心を深め、農業の担い手としての意欲を高揚させるため、夏期休暇等を利用し、農業者教育施設等で農業に関する実務実習、研修会等を実施した(44県)。

##### (2) 農村青少年講座制研修事業

就農青年の農業経営や農家生活に関する総合的能力を養うため、働きながら段階的・体系的に研修が受けられるパートタイム方式の研修を農業改良普及所と農業者教育施設との緊密な連携のもとに実施した(14県)。

(3) クラブ活動推進特別事業

農村青少年集団の組織及び活動の強化の一環として、農村青年の文化的意識や創造性を涵養するとともに、連帯感の高揚を図るため、農村における民俗、芸能等の伝承保存活動を実施した(32 県)。

(4) 農業者教育施設指導職員研修事業

農業者教育施設指導職員の指導能力の向上を図るため、従来からの新任者研修、教務研修及び専門研修に加え、新たに場長研修を実施した(受講者数 211 人)。

(5) 農村青少年指導農家活動推進事業

実際の農業経営を通じて農村青少年の指導に当たっている指導農家に対して、その指導力の向上を図るとともに、指導農家相互の緊密化に資するため、農村青少年の指導方法等についての研究会を実施した(45 県)。

(6) 農村青年活動促進事業

農村青少年の農業への意欲や連帯感の高揚を図るため、集団活動を推進するとともに農業及び農家生活に関する知識、技術を体系的かつ計画的に習得させる研修等をメニュー方式により実施した(47 都道府県)。